第３回富士吉田市宿泊税導入検討審議会

次　　第

日 時　令和７年１２月２日(火)
午後２時３０分～
場 所　　庁舎３階大会議室

１，会長あいさつ

２，議　題

【税務課】（報告）
・第２回審議会の質疑・意見について

【税務課】
・宿泊税導入検討審議会答申（案）について

【その他】
・パブリックコメントの実施について
・第４回審議会の日程について
・報酬の支払いについて

３，閉　会

資料①

富士吉田市宿泊税導入検討審議会
第２回審議会　議事要旨

日時　　：令和 7 年 11 月 6 日（木）午後 2 時 30 分～午後 4 時
場所　　：富士吉田市役所　本館 3 階大会議室
出席者　：委員　菅野　正洋（会長及び議長）
委員　雨宮　正雄
委員　眞田　吉郎
委員　遠山　喜一郎
委員　戸田　元
委員　半田　初幸（欠席）
委員　八木　毅
委員　和光　康雄
委員　渡邊　和彦
委員　渡邊　隆信
委員　渡辺　利彦
事　　務　　局
※委員の名称は 50 音順、敬称略

１．議事の概要

（会長）
事務局より第 1 回審議会の質疑・意見について報告をお願いしたい。

（事務局）
資料のとおり説明

（会長）
質問や意見があれば発言をお願いしたい。

（全委員）
なし

（会長）
事務局より宿泊税の課税要件及びその他の検討について説明をお願いしたい。

（事務局）
資料のとおり説明

（会長）
質問や意見があれば発言をお願いしたい。

（委員）

宿泊税による概算税収は約 1.4 億円と試算しているが、対象となる宿泊事業者はどのような内訳か。また、制度上の公共施設（富士吉田市立青少年センター等）はどのように取り扱うか。

（事務局）

2024 年現在、ホテル及び旅館が 25 件、簡易宿泊施設が 84 件、民泊が 40 件、その他（山小屋、研修施設等）が 20 件で合計 169 件と把握している。公共施設については、制度上、旅館業法等の許可を得て運営している場合は対象となる。よって、富士吉田市立青少年センターも宿泊税を徴収してもらう対象となる。

（委員）

1.4 億円というのは何人の宿泊客が宿泊する試算なのか。

（事務局）

入湯税の客数を参考として、69 万人弱の宿泊客数で試算している。

（委員）

入湯税の客数を参考とするだけではなく、入湯税の対象となっていない施設も把握した上で検討を進めてほしい。

（委員）

①全ての宿泊客から公平に納税してもらえるような仕組みとなることを要望する。

②修学旅行生の課税免除について、類似のものとして学校行事、職場体験など様々なものがある。修学旅行生以外にも課税免除の対象となる者がいる可能性を考慮した上で、富士吉田市の特性にあった選択をしてほしい。

③宿泊税の納税義務者について、宿泊料金を添乗員 1 人分無料とする取り扱いをする団体旅行（インバウンド等の団体旅行に多い）が存在するため、具体的な定義が必要である。

④納税義務者が宿泊税をクレジットで支払う場合、宿泊税を含めた金額にクレジット手数料がかかると考える。宿泊事業者の負担を考慮する上でも、交付金の制度は必要。

（事務局）

課税免除については学習指導要領に基づく形で整理していく。制度のその他具体的な内容については、整理していくとともに宿泊事業者説明会の機会に丁寧に説明していく。

（委員）

特別徴収交付金とは、特別徴収した宿泊事業者に対する謝礼のようなものという認識でよいか。

（会長）
手間をかけることに対する見返りのようなものと認識してよい。

（委員）
①新規で開業するような宿泊事業者への周知や対応はどうする予定か。
②乳幼児のような宿泊料が発生しない者の取り扱いはどうなるのか。
③修学旅行生の課税免除について、富士河口湖町と同様の設定をしているとのことだが、富士河口湖町が方針を変更した場合、富士河口湖町に合わせた取り扱いになるのか。考え方としても、単に他の自治体に合わせるという考え方ではなく、教育的な視点等での考え方が必要ではないか。
④観光以外（ビジネス等）で宿泊する者への納税理由を明確に整理しておく必要があるのではないか。
（事務局）
①様々な情報を基に把握に努め、案内していく。
②宿泊料金が発生する宿泊者に宿泊税を納税してもらう。
③富士河口湖町に合わせているわけではなく、学習指導要領に記載されている必要な取り組みに対して免除と考えているため、修学旅行生を免除としている。
④宿泊行為に対して納税義務が発生するものとしている。
（会長）
観光客とビジネス客を宿泊事業者が分けて把握するのは困難である。分けている自治体は把握している中では存在しない。加えて、国際的にも MICE などビジネスを対象とした観光産業があることから、宿泊した受益者として納税してもらうことが望ましい。
（委員）
宿泊事業者が宿泊者からこのような問い合わせを受けた際、適切に応対できるような制度設計や周知をお願いしたい。
（会長）
修学旅行生については、公益性が高いためや、政策的に誘致するためなどの理由で免除としている自治体は見受けられる。

（委員）
課税免除について、学校教育法第 1 条に規定されているものに限定してしまうと、規定されていない卒業旅行や NoBorder の旅行客なども対象としたい場合など、漏れがでてしまう可能性がある。
（会長）
公的な免除ということとなると学校教育法第 1 条のような明確な線引きが必要と

なる。ここに規定されていない者については各自治体の判断で追加することとなるが、説明上、学校教育法第１条という基準は必要と考える。

（委員）
納付された宿泊税が何に使われていくのかが重要と考える。宿泊事業者が納付する以上は、導入後も宿泊事業者に対して説明を定期的にしてほしい。他の自治体の事例や富士吉田市の予定を今わかれば教えてほしい。
（会長）
まず、納付するのは宿泊事業者ではなくあくまで宿泊者であることを認識いただきたい。他自治体の事例としては、どの自治体も各種広報や資料等で毎年説明されている。福岡市では資料を印刷し配布していたり、倶知安町では宿泊税が活用されているものにステッカーを貼り付けていたりする。
（事務局）
市は、宿泊税が使われた結果について毎年公表していくことを考えている。

（委員）
資料①の課税要件の検討に、新倉山浅間公園など「特定エリアへの訪問」に対して検討したプロセスを残してほしい。また、税額 200 円及び税収 1.4 億円について、どのような施策にいくら必要かを踏まえた上で、妥当性を検討してほしい。
（会長）
承知した。事務局とも検討を進めていく。特に２点目の、どのような施策にいくら必要かは、宿泊税導入を進める中で行う「総務省への協議」にも必要であると認識している。
（委員）
眞田委員の発言を聞き、やはり「1.4 億円あるから何をする」ではなく、「何をしたいから 1.4 億円必要」という考え方は非常に重要なポイントだと再認識した。
（会長）
第１回審議会の中でも検討した部分なので、再確認しつつ議論を進めていく必要はある。
（委員）
総務省への協議等も踏まえ、宿泊税の使途については確たる考えをもって制度設計してほしい。
（会長）
承知した。
（委員）
総務省への協議も踏まえ、改めて、宿泊税の使途について現在の施策だけでなく将

来の施策に対しても考えてほしい。

（会長）

総務省は現在の施策よりも将来の施策を重視しているわけではないと考えているが、重要な視点ではあるので考え方については承知した。

（委員）

新聞等で、いわゆる闇民泊の存在が掲載されていたが、富士吉田市の状況は把握しているか。

（事務局）

現時点で把握はできていない。保健所とともに、適正に届出をしてもらうよう指導していく。

（委員）

罰則規定が検討事項にあるが、宿泊事業者に宿泊者数の報告義務はあるのか。また、富士吉田市は適正な宿泊者数を把握できるのか。

（事務局）

市は、徴税吏員の権限により宿泊台帳の提出を求めることもできる。正しく申告してもらっている考え方を前提として事務を進めていくが、必要に応じて他の税目同様に調査はしていく。

（委員）

検討事項とあったので確認をしたところだが、罰則規定は必要と考える。また、雨宮委員の発言であったクレジットの件について改めて確認をしたい。

（事務局）

宿泊事業者になるべく負荷をかけない形で制度設計は考えている。基本的には特別徴収交付金で対応していくが、協議をしていく中で整理し運用していきたい。

（委員）

クレジット手数料のことを考慮するなら、特別徴収交付金を定率ではなく定額とすることも検討してほしい。

（委員）

市民にとっては、宿泊税が自分たちにどのように還元されるのかが気になるところではないか。市民が潤うものが必要ということを認識しておいてもらいたい。審議会や答申で答えを出す必要はないが、常にそうした要望を聞き入れる体制を築いてほしい。

（委員）
様々な方に関わってもらう制度なので、様々な方に理解を得られるような制度設計をお願いしたい。

（委員）
インターネット等で募集をかける際や領収書への記載時に、内税か外税かどのように表示すればよいか。宿泊事業者で表示の統一が必要なのかも確認したい。
（会長）
基本的には各宿泊事業者の判断に委ねる形となることを想定している。

（委員）
富士吉田市と別に山梨県が宿泊税を導入することとなった場合、山梨県の導入を断ってもらいたい。やむを得ず山梨県が導入する場合は、富士吉田市が設定している税額分は富士吉田市に還元されるよう要望してもらいたい。福岡では市と県による宿泊税が導入されていると聞く。
（委員）
同じく、富士吉田市が設定している税額分は富士吉田市に還元されるべきと考える。
（会長）
福岡では、納められた宿泊税が県と市に振り分けられる。それは事前に県と市で調整した結果でもある。少なからず富士吉田市は山梨県と協議をしていただきたい。
（事務局）
承知した。
（会長）
本日いただいた意見と、欠席委員から事前にいただいていた「税額定額 200 円に賛成」及び「特別交付金の導入に賛成」を踏まえ、引き続き今後の協議を進めていきたい。

富士吉田市宿泊税導入検討審議会
第２回審議会議事録における今後へ向けたまとめ

資料②

【制度のさらに具体的な対応に関する議論について】

●関連要旨抜粋

（委員）
・全ての宿泊客から公平に納税してもらえるような仕組みとなることを要望する。
・修学旅行生の課税免除について、修学旅行生以外にも課税免除の対象となる者がいる可能性を考慮した上で、富士吉田市の特性にあった選択をしてほしい。
・宿泊税の納税義務者について、具体的な定義が必要である。
・宿泊費用を事前決済する場合、宿泊税にもクレジット手数料がかかると考える。宿泊事業者の負担を考慮する上でも、交付金の制度は必要。

（委員）
・新規で開業するような宿泊事業者への周知や対応はどうする予定か。
・乳幼児のような宿泊料が発生しない者の取り扱いはどうなるのか。
・観光以外（ビジネス等）で宿泊する者への納税理由を明確に整理しておく必要があるのではないか。

（委員）
・納付された宿泊税が何に使われていくのかが重要と考える。宿泊事業者が納付する以上は、導入後も宿泊事業者に対して説明を定期的にしてほしい。

（委員）
・資料①の課税要件の検討に、新倉山浅間公園など「特定エリアへの訪問」に対して検討したプロセスを残してほしい。

（委員）
・様々な方に関わってもらう制度なので、様々な方に理解を得られるような制度設計をお願いしたい。

（委員）
・罰則規定が検討事項にあるが、宿泊事業者に宿泊者数の報告義務はあるのか。また、富士吉田市は適正な宿泊者数を把握できるのか。
・インターネット等で募集をかける際や領収書への記載時に、内税か外税かどのように表示すればよいか。宿泊事業者で表示の統一が必要なのかも確認したい。

（委員）
富士吉田市と別に山梨県が宿泊税を導入することとなった場合、山梨県の導入を断ってもらいたい。やむを得ず山梨県が導入する場合は、富士吉田市が設定している税額分は富士吉田市に還元されるよう要望してもらいたい。福岡では市と県による宿泊税が導入されていると聞く。

（委員）
同じく、富士吉田市が設定している税額分は富士吉田市に還元されるべきと考える。

まとめ
・すべての宿泊客が公平に納税できる仕組みの整理（税制度）
・修学旅行生等の課税免除に関する考え方の整理（税制度）
・納税義務者について正確に定義すること。（税制度）
・クレジット手数料にかかる特別徴収交付金のあり方（税制度）
・（新規を含め）宿泊事業者への制度周知・対応（周知）
※ビジネス目的、添乗員、乳幼児の取り扱い等
・宿泊税の使途が公表できる仕組みの検討（周知）
・課税要件の検討に際し、「特定エリアへの訪問」に対して検討したプロセスを記載すること（審議内容の公表）
・罰則規定を踏まえた徴収方法の確立と徴収の徹底（税制度）
・（市民を含め）様々な方に理解を得られるような制度の検討（税制度）
・領収書への記載方法の整理（税制度）
・県の宿泊税導入への動きに対する対応（関連団体との協議）

➔これらのことについて、審議会の意見として答申に反映させ、できる限り制度（条例・仕組み）に反映できるよう対応する。

【使途・税額に関する議論について】

●関連要旨抜粋

（委員）
税額 200 円及び税収 1.4 億円について、どのような施策にいくら必要かを踏まえた上で、妥当性を検討してほしい。
（会長）
承知した。事務局とも検討を進めていく。どのような施策にいくら必要かは、宿泊税導入を進める中で行う「総務省への協議」にも必要であると認識している。
（委員）
先ほどの委員の発言を聞き、やはり「1.4 億円あるから何をする」ではなく、「何をしたいから 1.4 億円必要」という考え方は非常に重要なポイントだと再認識した。
（会長）
第 1 回審議会の中でも検討した部分なので、再確認しつつ議論を進めていく必要はある。
（委員）
総務省への協議等も踏まえ、宿泊税の使途については確たる考えをもって制度設計してほしい。
（会長）
承知した。
中略
（委員）
市民にとっては、宿泊税が自分たちにどのように還元されるのかが気になるところではないか。市民が潤うものが必要ということを認識しておいてもらいたい。審議会や答申で答えを出す必要はないが、常にそうした要望を聞き入れる体制を築いてほしい。

まとめ（第 3 回審議会で検討する必要がある内容）
・税額の妥当性と施策の関連について
・第 1 回審議会の検討内容について

【第1回資料再掲】宿泊税導入の必要性

資料③

人口減少による税収減、社会福祉分野における歳出増といった状況に置かれる中、行政サービスを賄いうる自主財源の確保は大きな課題である。

観光施策の実施は重要ではあるものの、これを実行しようとすると他の行政サービスに必要な一般財源を圧迫してしまう。
市の財政に影響を与えることなく、観光施策を実施するために有効な手段の一つが法定外税であり、このうち、観光の活動量が増大していけば収入額も増大していくといった性質を持つ宿泊税が最も有効とされている。

前述の通り、本市においては観光需要が近年大きく伸びている。地域経済活性化のけん引役として期待されているインバウンド需要を取り込むことは、非常に重要であり、更なる観光需要・観光費増加が見込まれる。

宿泊税を導入することで、この財源を用いて観光施策の更なる充実を図る。これが本市を訪れる観光客へのサービス向上につながるとともに満足度も向上、本市を訪れる観光客がさらに増え、それと共に宿泊税収も増加するといった好循環が生み出されることが期待できる。

このような『観光施策における好循環』を生み出すためには、宿泊税の導入が必要不可欠である。

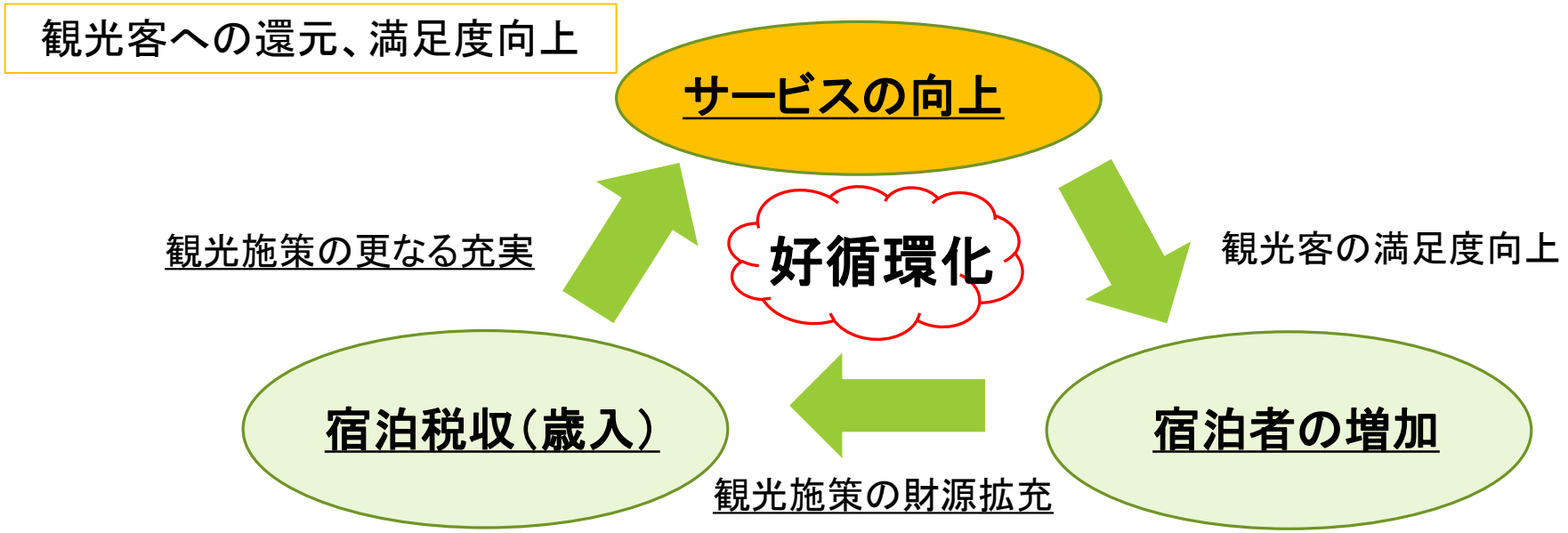

宿泊税と観光施策のイメージ

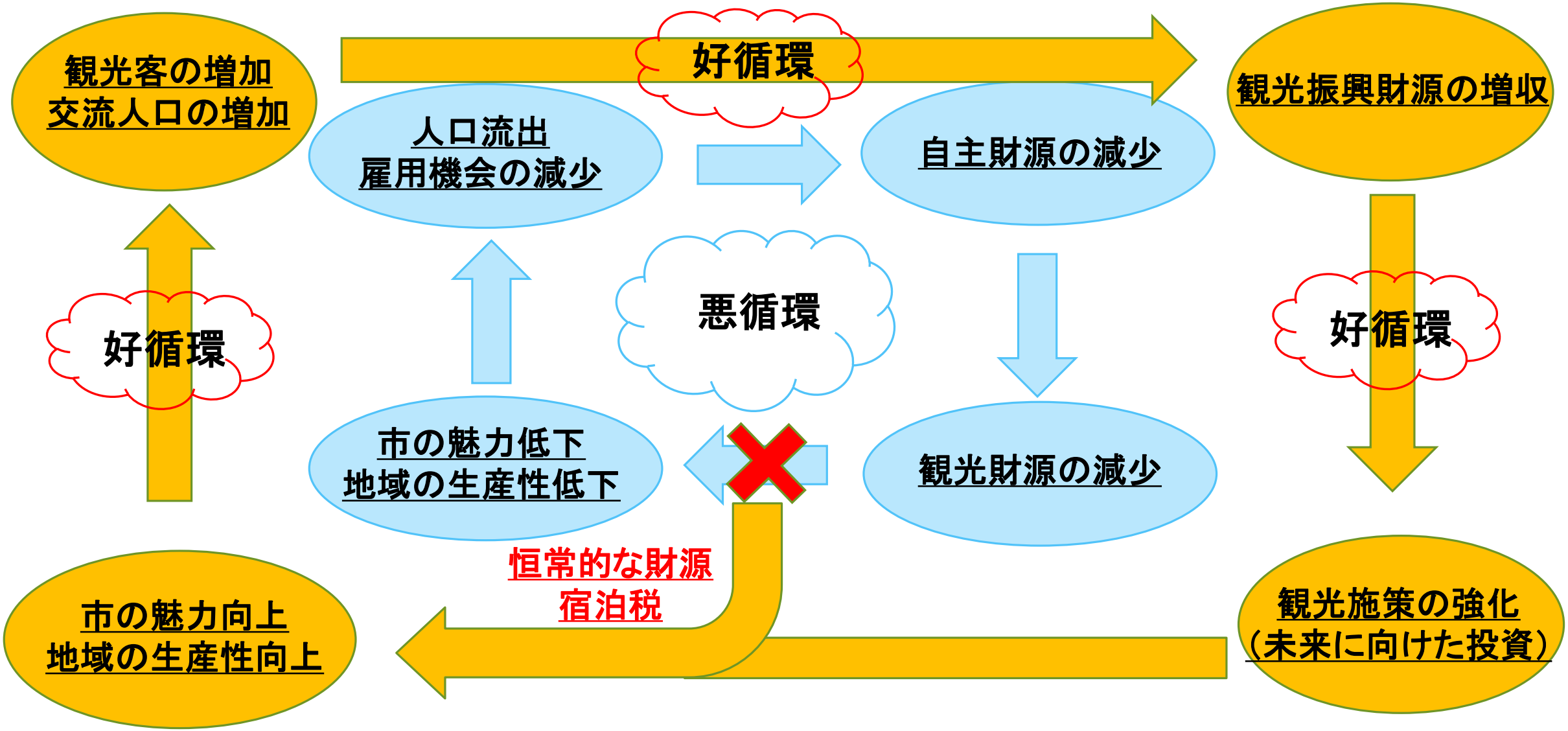

宿泊税導入の使途・目的について

富士吉田市

富士山の歴史・文化や産業など、地域の魅力を活用した観光資源の魅力向上と情報発信、旅行者の受け入れ環境の充実、滞在時間の延長並びに観光消費額の増加を図り、もって地域社会の発展並びに市民生活との調和に寄与する持続可能な観光振興を推進する施策に要する費用に充てるため。

施策項目	施策内容の案	今までの主な事業
観光資源の魅力向上	・地域の特色を活かした体験プログラムの開発 ・産業や文化、自然や食、まちなみを活かしたイベント開催（中心市街地活性化事業） ・まちの景観向上および美観整備	・100種の体験コンテンツ造成 ・ハタオリマチフェスティバル ・忠霊塔展望デッキ設置等
富士山の文化や歴史の磨き上げ	・令和版富士講の魅力と歴史を伝える専属ガイドの養成および個人旅行者向けツアーの開催 ・富士講や御師文化などを保存・発信し、学びと体験の場の整備	・富士山安全対策・環境保全事業 ・麓から登山の推進 ・麓の歴史・文化を感じるコンテンツの造成等
旅行者の受入環境の充実	・多言語対応や案内スタッフの育成支援、体制強化 ・観光案内所や観光関連施設の維持・整備	・観光案内所や観光関連施設の維持・整備 ・宮川橋南駐車場の整備 ・キャッシュレス事業 ・市内誘導看板設置等
滞在時間を延ばす施策	・ナイトタイムエコノミーの強化 ・魅力的なアクティビティの提供 ・周辺エリアを繋ぐ観光ルートの造成	・観光イベント開催事業 ・西裏活性化事業等
国内外への情報の発信	・ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ強化（web,SNS、ｸﾞｰｸﾞﾙ活用、ｲﾝﾌﾙｴﾝｻｰ招聘等）	・観光ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ・広告・SNS・ｲﾝﾌﾙｴﾝｻｰの招聘等

資料④

令 和 8 年 1 月　　日

富士吉田市長　堀内　茂　様

富士吉田市宿泊税導入検討審議会
会　長　菅野　正洋

宿泊税の導入について（答申）

令和７年 10 月 1 日付税務発第 249 号により受けた「宿泊税の導入について（諮問）」について、当審議会で協議した結果、意見を付して下記のとおり答申する。

記

【答申】

富士山の歴史・文化や産業など、地域の魅力を活用した観光資源の魅力向上と情報発信、旅行者の受け入れ環境の充実、滞在時間の延長並びに観光消費額の増加を図り、もって地域社会の発展並びに市民生活との調和に寄与する持続可能な観光振興を推進する施策に要する費用に充てるための財源として、宿泊税の創設が妥当であると認める。

【付帯意見】

別添報告書のとおり

資料⑤

富士吉田市宿泊税導入検討審議会
報告書（案）

令和8年1月

富士吉田市宿泊税導入検討審議会

目次

第1　　はじめに

第2　　富士吉田市の状況

第3　　協議にあたっての論点

第4　　宿泊税導入の必要性

第5　　宿泊税導入の目的、使途について

第6　　宿泊税の課税要件について

第7　　委員からの主な意見（再掲）

第8　　おわりに（まとめ）

参考１　委員名簿

参考２　検討経過

第1　はじめに

人口減少による税収減、社会福祉分野における歳出増といった状況に置かれる中、行政サービスを賄いうる自主財源の確保は富士吉田市のみならず、他の多くの地方自治体の大きな課題である。

富士山という魅力的な観光資源を有する富士吉田市にとって、観光施策を継続的に実施することは重要であり、特にインバウンド需要は地域経済活性化のけん引役として期待されていることから、この需要を観光施策等で取り込むことは、観光のみならず富士吉田市の発展において大変重要な要素となる。

その一方、観光施策ばかりを実行しようとすると他の行政サービスに必要な財源を圧迫してしまうことになりかねないことから、観光施策に特化した恒常的な自主財源の確保が必要不可欠である。

こうした中、令和6年3月、富士吉田商工会議所サービス部会より、「宿泊税に関する提言書」が提出されたことを契機に、富士吉田市は宿泊税の導入について検討を行った。

検討の結果、市の一般財政に大きな影響を与えることなく、今後観光施策を確実に実施するために有効な手段の一つが法定外税であり、特に、観光の活動量が増大していけば収入額も増加していく性質を持つ宿泊税は、観光振興における自主財源を確保するための有効な手段であること、また、「受益と負担」の観点等から宿泊者に一定の負担（宿泊税）を求めることに一定の合理性があることから、富士吉田市は、導入に向けた骨子を定め宿泊税の導入に向け前向きに検討していくこととなった。

さらに、多様な視点から骨子を客観的に評価するため、学識経験者、宿泊事業者、観光関係事業者等から構成される富士吉田市宿泊税検討審議会（本審議会）が設置され、富士吉田市長より令和７年 10 月 1 日付税務発第 249 号により宿泊税の導入について諮問を受けた。

宿泊税の導入について諮問された内容について本審議会で協議した結果をここに報告する。

第2　富士吉田市の観光の現況

富士吉田市の観光客は、4月の桜と8月の富士登山のシーズンが最も多くなる。また、11月の紅葉のシーズンに向けて、観光客が増えていく傾向が見られる。2月は、他地域でも最も観光客が少ない時期となり、続けて6月、9月と閑散期となっている。

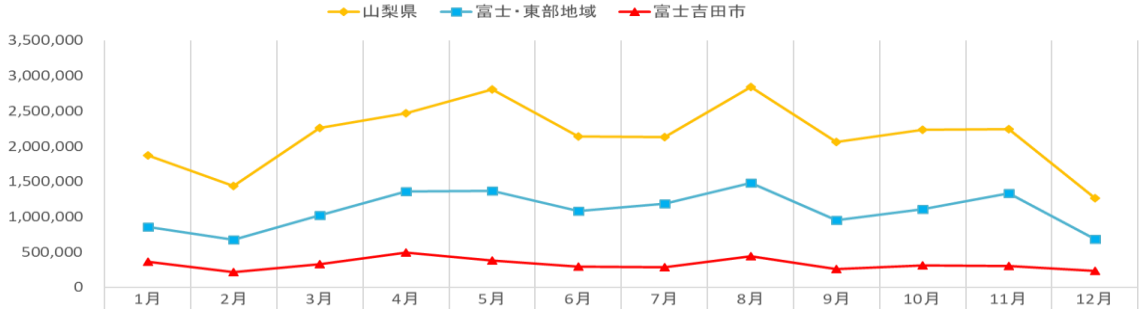

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
山梨県	1,868,172	1,439,040	2,264,655	2,466,907	2,805,593	2,140,908	2,133,978	2,837,296	2,057,154	2,233,687	2,240,771	1,265,361
富士・東部地域	853,024	676,391	1,018,112	1,355,499	1,365,101	1,083,713	1,184,777	1,476,562	956,053	1,110,506	1,331,798	680,917
富士吉田市	366,438	211,114	328,625	496,442	384,062	290,930	282,725	440,133	261,659	307,005	302,280	232,293

2023 年山梨県観光入込客統計調査結果

コロナ禍前は、8 月の登山シーズンが最も多かったが、コロナ収束後は、4 月の桜シーズンと 8 月の登山シーズンが多くなった。特に 4 月に多く訪れるようになったことがわかる。

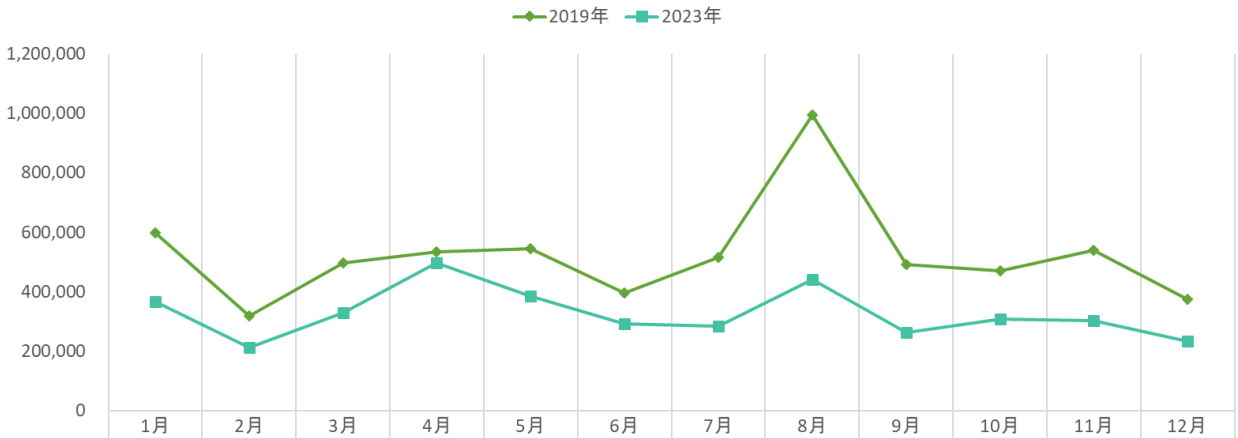

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019年	598,236	317,541	496,610	535,206	544,322	396,150	516,539	993,891	492,300	468,917	539,610	373,125
2023年	366,438	211,114	328,625	496,442	384,062	290,930	282,725	440,133	261,659	307,005	302,280	232,293

2023 年山梨県観光入込客統計調査結果

富士吉田市観光推進計画のカスタマー調査結果によれば、富士吉田市及び富士北麓地域周辺の宿泊者は、富士山を見る、自然を楽しむ、温泉を楽しむことが主な目的である。

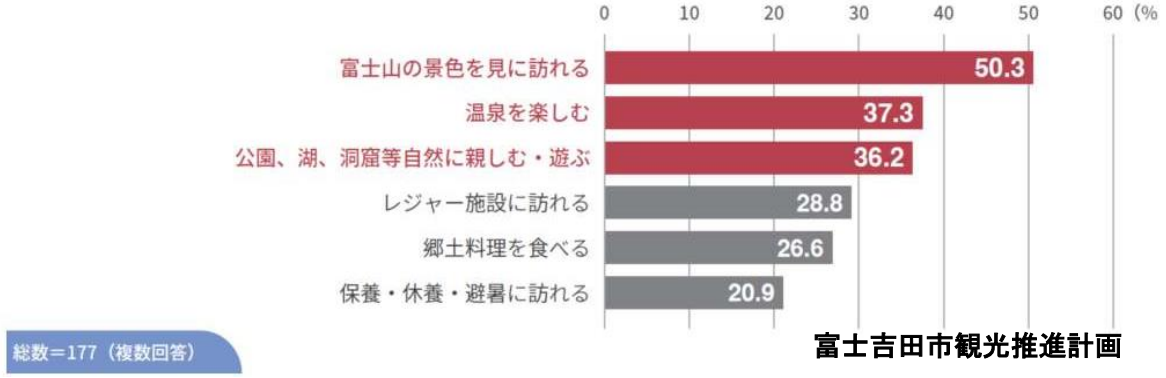

富士吉田市観光推進計画

富士吉田市の観光資源への興味・関心では、「新倉山浅間公園・忠霊塔」への興味・関心が最も高く、続いて食や水に高い興味・関心を示している。

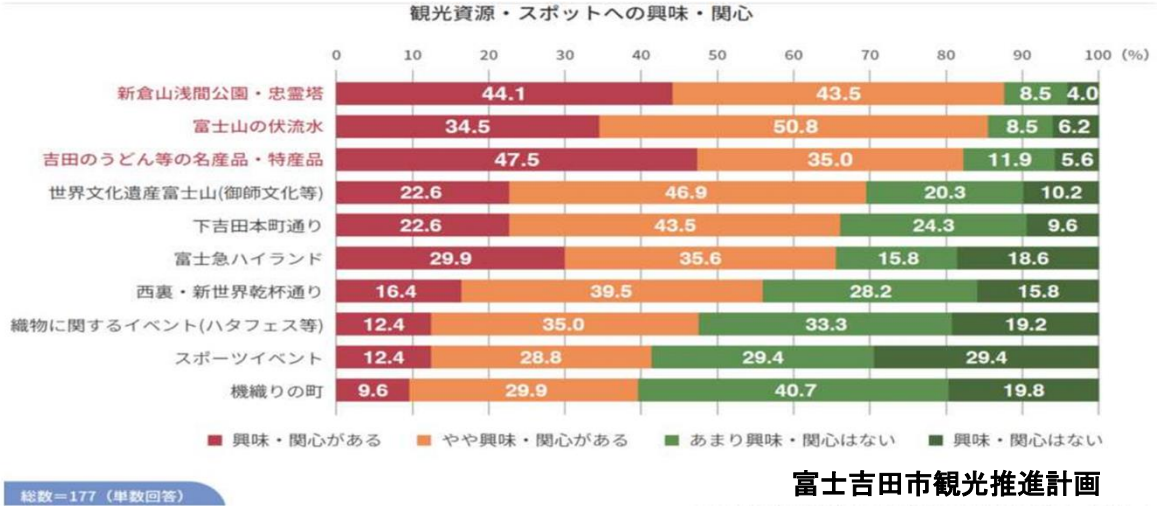

富士吉田市観光推進計画

富士吉田市に立ち寄った際の不満点として、「夜の時間帯に楽しめる観光スポット・お店が少ないことがあげられる。

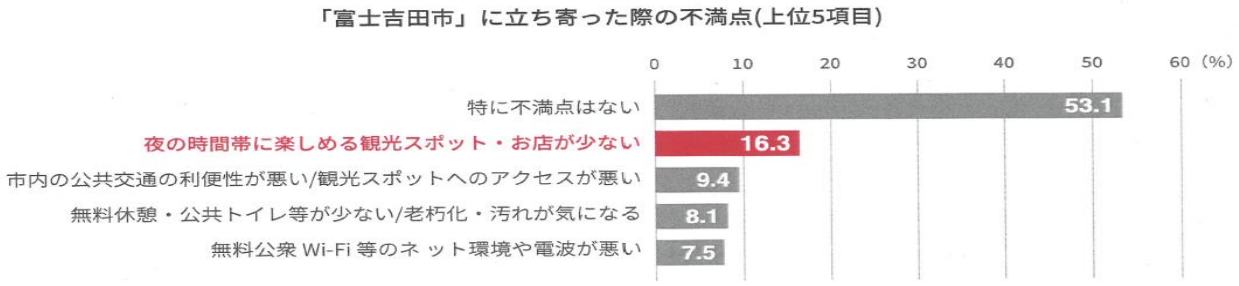

	全体	富士吉田市	河口湖周辺
特に不満点はない	53.1%	55.2%	48.6%
夜の時間帯に楽しめる観光スポット・お店が少ない	16.3%	11.5%	20.2%
市内の公共交通の利便性が悪い/観光スポットへのアクセスが悪い	9.4%	9.2%	9.2%
無料休憩・公共トイレ等が少ない/ 老朽化・汚れが気 になる	8.1%	9.2%	10.1%
無料公衆 Wi-Fi 等のネット環境や電波が悪い	7.5%	9.2%	6.4%

総数＝160（複数回答）

富士吉田市観光推進計画

富士吉田市内の年度別宿泊施設数をみると、ゲストハウス・民泊が増加傾向にある。

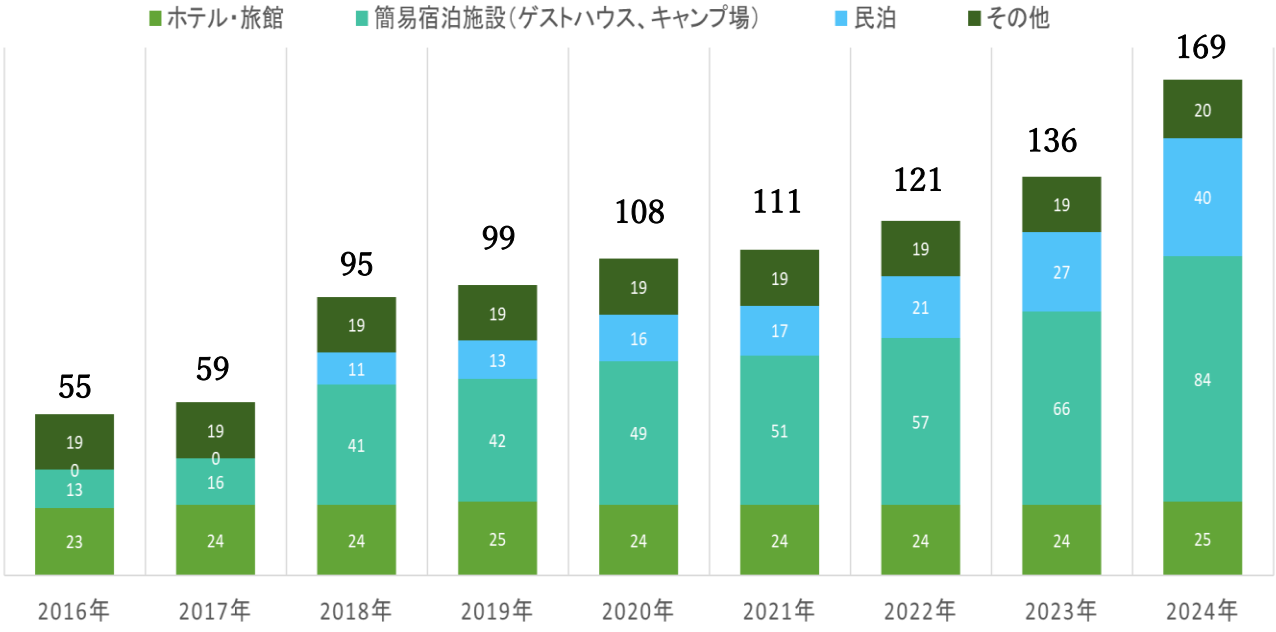

富士吉田市独自調査

第３　協議にあたっての論点

法定外税を創設するにあたっては、地方税法第 733 条の規定により、総務大臣は、道府県又は市町村から法定外税の新設又は変更をしようとする協議の申出を受けた場合、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならないとされている。

(1)国税又は他の地方税の課税標準と同じくし、かつ、住民負担が著しく過重となること。
(2)地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
(3)(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

また、法定外税の検討を行う際には、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」（平成 15 年 11 月 11 日総税企第 179 号総務省自治税務局長通知）の内容を適宜参考とすることとされている。

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について（抜粋）

第５　法定外税の検討に際しての留意事項
２　その他
法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たっては、**税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われること**が重要であり、特に、次のことに留意すべきである。
(1)地方公共団体の長及び議会において、**法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないか**などについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
(2)地方公共団体の長及び議会において、**その税収を確保できる財源があること、その税収を必要とする財政需要**があること、**公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないこと**等のほか、**徴収方法、課税を行う期間**等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
(3)法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済政策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
(4)法定外税の創設に係る手続きの適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明 が必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。（以下略）

本審議会では、以上のこと及び富士吉田市の検討会での内容等を踏まえ、「宿泊税導入の必要性」「宿泊税の使途・目的」「納税義務者、特別徴収義務者、税率、免税点、課税免除等の課税要件」等について協議した。

第４　宿泊税導入の必要性

国が打ち立てた「観光立国推進基本計画（第４次）」では、観光業を「今後とも成長戦略の柱、地域活性化の切り札である」と位置付けている。特にインバウンド需要について、その市場規模は年々増加しており、2024 年においては自動車に次いで 8.1 兆円で輸出産業第 2 位の規模となっており、国においても外貨獲得に取り組んでいる。

また、宿泊事業や飲食サービス事業の主な仕入れ・材料費・外注費の支払先地域を見ると、市区町村内や都道府県内が７割を超え、他の事業より高いことから、地域への分配効果が大きい。このことから、観光業は地域経済循環のウエイトが高いと言うことができる。

このような観光産業を取り巻く現況に鑑み、今や主要な成長産業の一つである観光産業に対し、地域経済の活性化を図るべく、富士吉田市においても重点的に取り組んでいく必要がある。

出典：観光庁「訪日外国人消費動向調」及び財務省「貿易統計」（2024年）

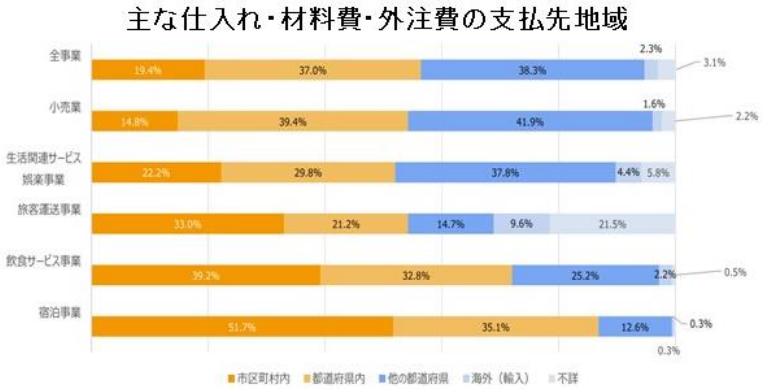

出　典：観光庁「観光地域経済調査」（2015年）
引用元：観光庁アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会
最終とりまとめ「関連データ・資料集」（2022年）

観光交流人口増大の経済効果（2019 年）

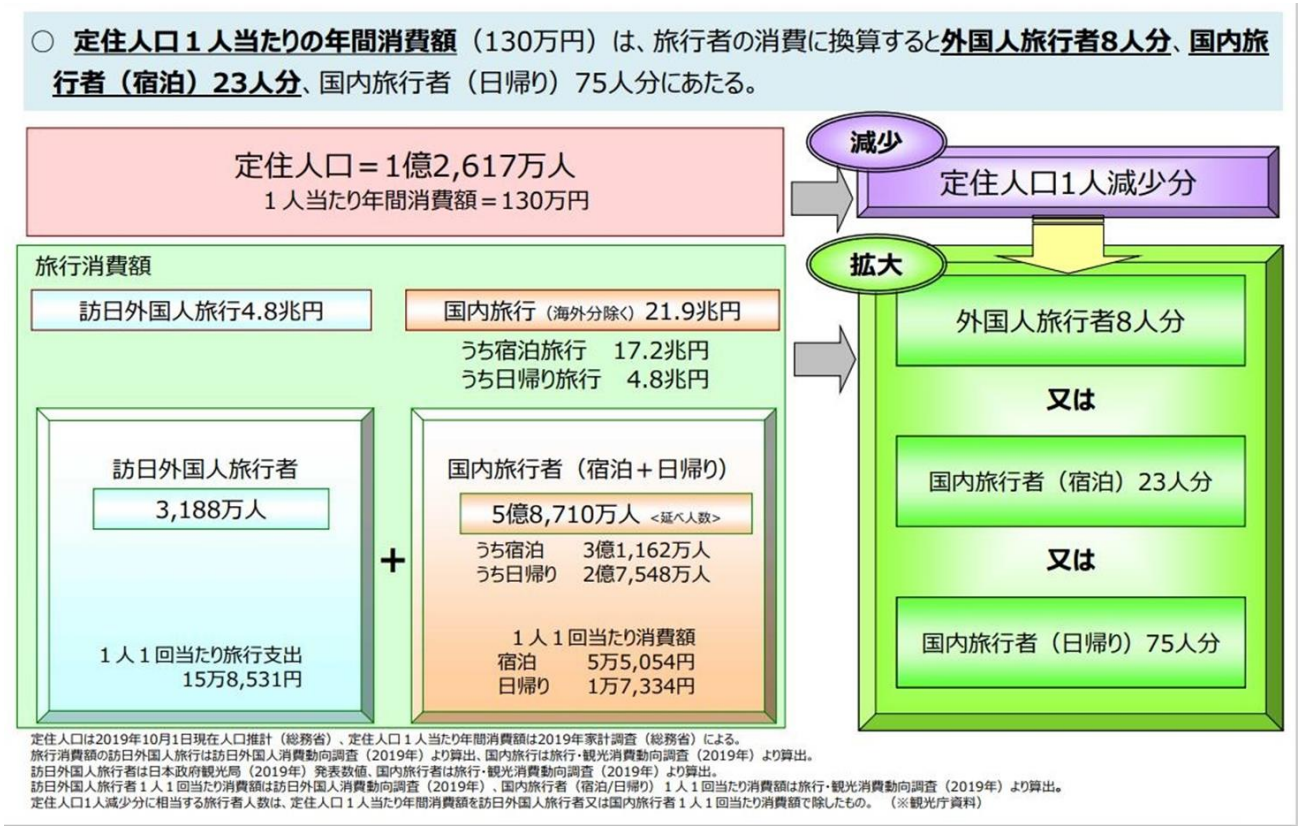

他方、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」（2023 年 12 月）によると、富士吉田市の人口は 2050 年には、3 万 1 千人になると推計されており、2020 年の人口 4 万 6 千人と比較すると、1 万 5 千人、率にして約 32%減となることが予想されている。

また、その中でも生産年齢人口の減少率は顕著で、2020 年の人口と 2050 年の推計人口を比較すると、約 45.5%減と予想されている。

富士吉田市の人口の推移（見込み）

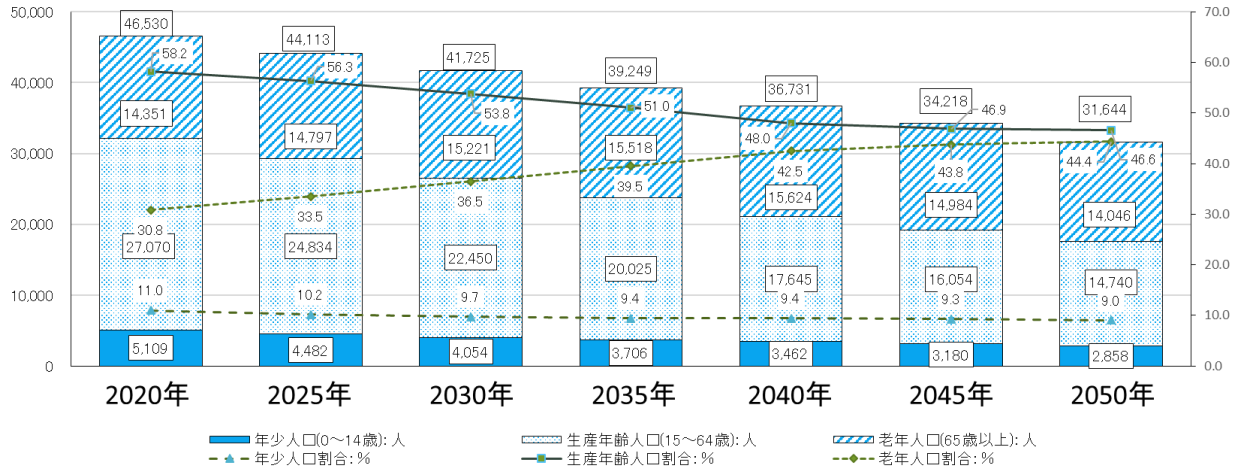

人口の推移による税収減の可能性がある一方、歳出に占める社会福祉の充実に支出される費用（高齢者、子育て支援等）の割合は、以下のグラフのとおり 2018 年以降 20.5%～28%で推移しており、これに衛生費、教育費など、市民生活に欠かせない費用などを含めても市の歳出総額は増加傾向にある。

歳出及び社会福祉の充実等に支出される費用の推移

（千円）

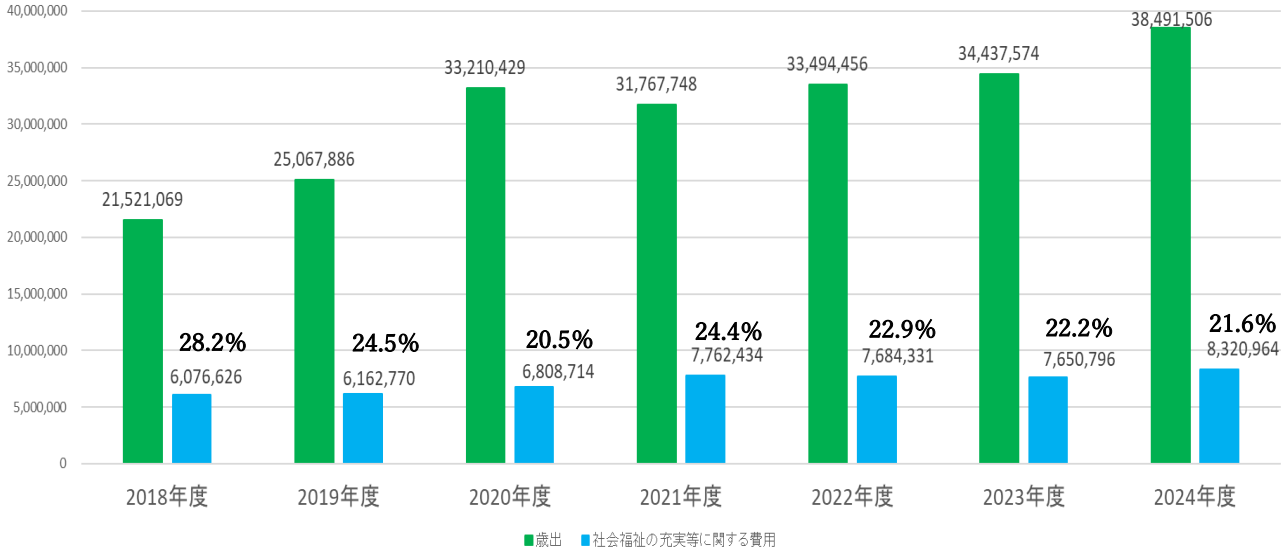

観光費に注目してみると、富士吉田市の観光入込客数や宿泊施設数・稼働率は増加傾向にあり、観光需要が増加している。この状況に比例して、本市の観光費についても右肩上がりに推移している。

項 目	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
中心市街地活性化事業費（まちづくりファンド活用事業等）	0	0	0	0	304,045	6,493
富士の杜巡礼の郷公園事業費（工事分）	187,617	348,865	418,640	322,401	71,595	0
DEER DEAR 富士山ジビエセンター関連事業費	0	0	11	19,564	224,551	304,707
宮川橋駐車場新設等市営駐車場関連事業費	1,046	1,045	1,045	53,529	56,113	76,921
富士山安全対策・環境保全推進事業費	15,164	8,402	19,349	17,301	26,572	24,982
富士山・富士五湖地域等広域観光推進事業費	3,754	7,282	6,380	4,510	4,031	5,004
観光宣伝・観光客誘致推進事業費	96,682	168,267	183,804	153,983	230,335	239,567
道の駅富士吉田周辺施設の管理運営事業費	23,916	21,767	111,399	30,095	42,512	42,052
道の駅富士吉田リニューアル事業費	0	0	0	0	0	200,976
富士山世界遺産保全推進事業費	1,721	1,340	1,901	1,411	1,247	1,504
諏訪の森自然公園（パインズパーク）管理運営事業費	14,832	23,573	15,917	17,301	20,840	18,223
新倉山浅間公園・富士散策公園等 公園管理運営事業費	20,170	45,438	174,287	61,245	143,111	178,016
御師外川家住宅等整備活用事業費	25,046	12,693	1,488	9,656	6,168	52,356
ふじさんミュージアム管理運営事業費	43,686	60,829	46,393	201,084	83,395	97,688
合 計	433,633	699,500	980,613	892,080	1,214,516	1,248,489

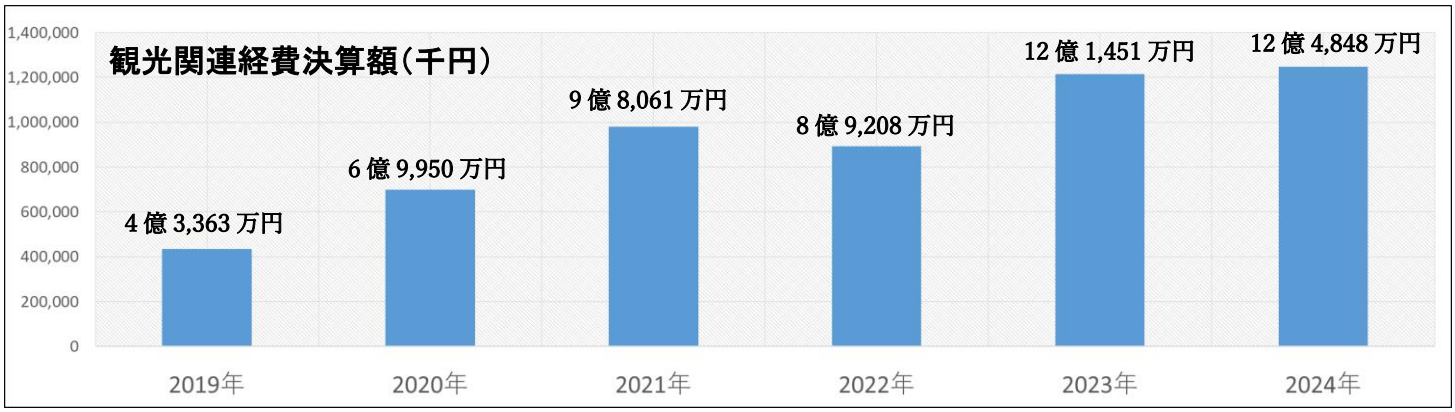

2024 年度の観光関連費の事業例

事業名	主な事業費（予算）及び内容
富士山安全対策・環境保全推進事業	2,498万円 ・観光資源として富士山の価値を最大限に活用しつつ、持続可能な保全に配慮し、登山者の安全確保および安心して登山可能な環境整備を推進する事業
観光宣伝・観光客誘致推進事業	2億3,957万円 ・宣伝誘致事業 例：観光パンフレット等制作、広告掲載、SNS・メディアPRによる情報発信など ・観光イベント開催事業 例：新倉浅間公園桜まつり、火祭り/すすき祭りなど ・中心市街地活性化事業 例：ハタオリマチフェスティバル、西裏活性化事業、FUJI TEXTILE WEEKなど ・新たな観光資源の探求・発掘する観光事業 例：麓から登山の推進、SHIGOTABIなど ・本町二丁目交差点外二地点の交通誘導等警備
富士山・富士五湖地域等広域観光推進事業	500万円 ・県内や富士山・富士五湖地域等の関係機関・団体が連携し、広域にまたがる観光誘客の促進を図る事業
富士吉田市観光施設管理運営事業	4,205万円 ・観光交流拠点である道の駅富士吉田エリアにおいて、各施設の適切な維持管理を行うとともに、各種誘客事業を実施し、地域の魅力向上と誘客促進に資するエリア形成を図る事業

人口減少による税収減、社会福祉分野における歳出増といった状況に置かれる中、**行政サービスを賄いうる自主財源の確保は大きな課題である。**

観光施策の実施は重要ではあるものの、これを実行しようとすると他の行政サービスに必要な一般財源を圧迫してしまう。

富士吉田市の財政に影響を与えることなく、観光施策を実施するために有効な手段の一つが法定外税であり、このうち、観光の活動量が増大していけば収入額も増大していくといった性質を持つ宿泊税が最も有効とされている。

前述の通り、本市においては観光需要が近年大きく伸びている。地域経済活性化のけん引役として期待されているインバウンド需要を取り込むことは、非常に重要であり、更なる観光需要・観光費増加が見込まれる。

宿泊税を導入することで、この財源を用いて観光施策の更なる充実を図る。これが本市を訪れる観光客へのサービス向上につながるとともに満足度も向上、富士吉田市を訪れる観光客がさらに増え、それと共に宿泊税収も増加するといった好循環が生み出されることが期待できる。

このような『観光施策における好循環』を生み出すためには、宿泊税の導入が必要不可欠である。

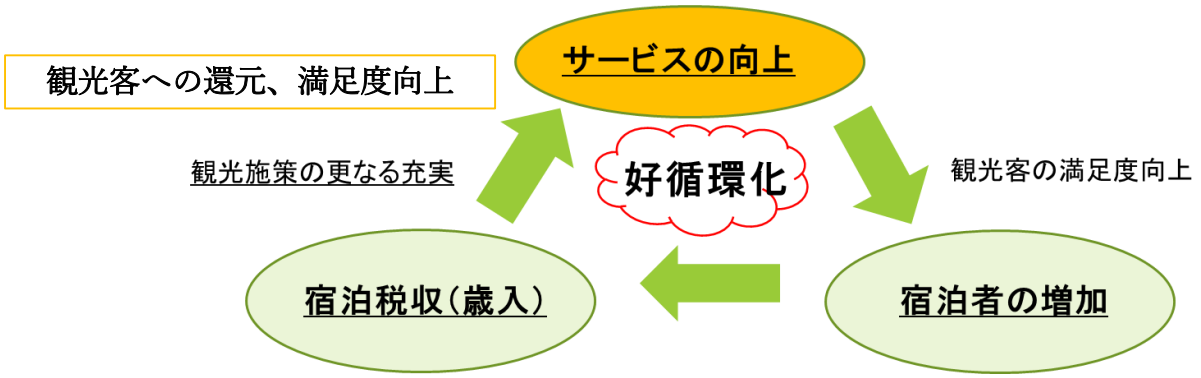

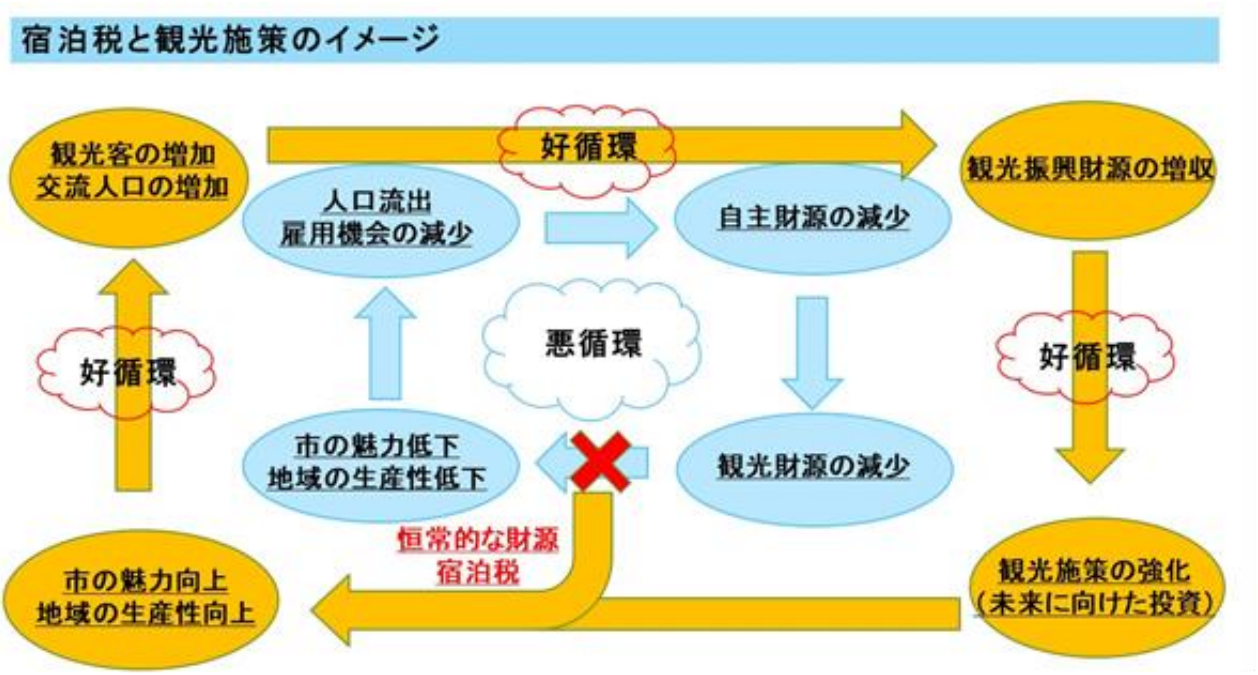

第５　宿泊税導入の目的、使途について

富士吉田市の骨子によれば、宿泊税導入の目的は、「観光を取り巻く状況は絶えず変化していくことを想定し、本市観光における普遍的な価値・魅力を上げていくこと」を挙げている。観光客のみならず、事業者、また市民生活を含めた市の持続可能な未来に向けた施策への展開を見据え、審議会として宿泊税は、**「富士山の歴史・文化や産業など、地域の魅力を活用した観光資源の魅力向上と情報発信、旅行者の受け入れ環境の充実、滞在時間の延長並びに観光消費額の増加を図り、もって地域社会の発展並びに市民生活との調和に寄与する持続可能な観光振興を推進する施策」**に要する費用に充てることが妥当であると判断した。具体的には、宿泊税の税収は、次の5つの分類に沿った事業に活用することを望む。

審議会での協議に際し、委員より「宿泊税を公共施設の維持管理だけに使うのではなく、未来の富士吉田市に投資し、持続可能なより素晴らしい観光地にするために使ってほしい。」や、「住民視点での活用方法も考慮してほしい。」また、「観光の重要な要素として、トイレがあるが、そういったものにも活用してほしい。」などの意見があった。

施策項目	施策内容
観光資源の魅力向上	・地域の特色を活かした体験プログラムの開発 ・産業や文化、自然や食、まちなみを活かしたイベント開催（中心市街地活性化事業） ・まちの景観向上および美観整備
富士山の文化や歴史の磨き上げ	・令和版富士講の魅力と歴史を伝える専属ガイドの養成および個人旅行者向けツアーの開催 ・富士講や御師文化などを保存・発信し、学びと体験の場の整備
旅行者の受入環境の充実	・多言語対応や案内スタッフの育成支援、体制強化 ・観光案内所や観光関連施設の維持・整備
滞在時間を延ばす施策	・ナイトタイムエコノミーの強化 ・魅力的なアクティビティの提供 ・周辺エリアを繋ぐ観光ルートの造成
国内外への情報の発信	・プロモーション強化（web、SNS、グーグル活用、インフルエンサー招聘など）

第6　宿泊税の課税要件について

富士吉田市より示された骨子に基づき、各項目における課税要件について検討した。

項　目	課 税 要 件	富士吉田市骨子の考え方
納税義務者	市内宿泊施設（民泊含む）への宿泊者	1，観光客は富士吉田市の観光施策の受益を受けており、一定の負担を求めることに合理性がある。 2，課税対象者を把握する際、宿泊行為が最も把握しやすい。
課税客体	宿泊行為	
課税標準	宿泊数	
徴収方法	特別徴収	徴収方法（宿泊者→事業者→市）について具体的な方法（現地決裁・事前決裁の方法等）を整理する必要がある。（el-taxによる電子申告・電子決済等）
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者及び宿泊税の徴収について、便宜を有するもの	
申告期限	毎月末日までに前月分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、特例措置も検討	特殊な事情を考慮する中で特例措置を講じ事業者の負担軽減を図りたい。
税額（税率）	宿泊者１人１泊について、一律 200 円 ※（年間税収見込約１億 3,600 万円）	公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないこと、事業者の事務負担が軽減できること。
免税点	設けない	公共サービスを享受するのは旅行者全体であること、金額による免税点による事業者負担を軽減すること。
課税免除	修学旅行その他学校行事	教育活動に対する公共性の観点から課税免除が望ましい。
罰則規定	特別徴収義務者が帳簿等の隠蔽、保存義務を怠った場合に １ 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金	地方税法等における法定外目的税に対する罰則
見直し期間	原則 5 年ごとに見直し(施行後問題が生じた場合は見直しを検討)	先行自治体を例に、5 年とした
特別徴収交付金	キャッシュレス決済利用料の事業者負担を考慮し、宿泊税の 3.5%以上	導入後一定期間事業者の事務負担が大きくなることから、特例措置を設定するのが望ましいこととした。

・納税義務者及び税率（税額）

富士吉田市の骨子では、観光客は富士吉田市の観光施策の受益を受けており、一定の負担を求めることに合理性があること、課税対象者を把握する際、宿泊行為が最も把握しやすいことを理由に、宿泊税は富士吉田市内のホテルや旅館、民泊などに宿泊する「宿泊者」に対して課税することが適当であるとした。

本審議会においては、税以外の、例えばオーバーツーリズムが課題となっている新倉山浅間公園などの「特定エリアへの訪問」に対して課税することも検討したが、その場合は手数料となり、特定の施策にのみ充当することとなる等の理由から、宿泊税とは切り分けて議論することとした。

また、骨子における税率（税額）は、納税者が享受する公共サービス及び観光資源が宿泊料金にかかわらず一定であること、公平性の観点から市内に宿泊するすべての「宿泊者」を対象として広く負担を求めることが望ましいことから、１人１泊あたり一律で２００円が妥当とした。

また、税収見込に関しては、市内すべての宿泊客数を把握することが困難なため、入湯税の申告に基づく実宿泊者数をもとに市内宿泊客数の見込みを算出した。

（※税額の根拠及び税収見込みについては、第2回審議会から継続審議中のため、第3回審議会の結果を受け追録）

・徴収方法

骨子では、宿泊税について宿泊者から直接徴収することは現実的でないため、先行導入自治体と同様に、宿泊事業者を特別徴収義務者とする特別徴収の方法が妥当とした。

また、申告期限について、先行導入自治体と同様に、毎月末日までに前月分を申告納入（一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入）とすることが妥当とした。

本審議会では、新規事業者を含めた「特別徴収義務者」に対する制度周知・対応の必要性について、また、領収書への記載方法等細かな定義を正確に行い、事業者の事務負担が課題とならないよう配慮するべき等の意見があった。

・免税点

宿泊料金にかかわらず、宿泊者は一定程度サービスを享受しており、公平性の観点から、市内に宿泊するすべての方にご負担いただくことが望ましいことから、骨子では、免税点は設けないことを妥当とした。

・課税免除

富士吉田市骨子では、教育課程の一環として実施される修学旅行やその他の学校行事は、公益性が高いと認められることから、課税を免除が妥当とした。

本審議会では、修学旅行以外にも学校行事に対して課税免除の対象となる者がいる可能性を考慮し、富士吉田市の特性に合った選択をしてほしいという意見があった。

・罰則規定

宿泊税の適正公平な課税の実効性を高めるため、特別徴収義務者に対して罰則規定を設けること。特に、帳簿等の隠蔽、保存義務を怠った場合には1年以下の懲役または50万円以下の罰金となる規定を設けることが妥当とした。

本審議会において、罰則を踏まえた徴収方法の確立と、県保健所などと連携する中で、特別徴収義務者の捕捉等徴収の徹底を図る必要性について意見があった。

・見直し期間

宿泊税条例が施行された場合、原則５年ごとに見直すこととする。（ただし、施行後問題が生じた場合は即座に見直しを検討する。）

・特別徴収交付金

宿泊税の特別徴収義務に対する経費を支援するため、富士吉田市に納付される宿泊税額に一定の割合を乗じた金額を特別徴収義務者に交付する、交付金の制度を設けることを妥当とした。

本審議会において、クレジット決済等で手数料が発生することなどから、できる限り事業者の負担を考慮するために、交付金の交付が望ましい等の意見があった

第7　委員からの主な意見（再掲）

1　使途・目的について

・ 宿泊税は公共施設を維持管理するためだけに使うのではなく、未来の富士吉田に投資し、より素晴らしい観光地にするために使ってほしい。
・ 観光客視点だけでなく住民視点への活用方法も考慮してほしい。
・ 宿泊税の使途について、観光の重要な要素としてトイレが清潔であることが挙げられる。そういったものにも宿泊税を活用していくのがよい。
・ 新倉山浅間公園などのエリアは日帰り客が多く、住民には混雑等により迷惑がかかっている。そうしたエリアは、宿泊客ではなくそのエリアへの来訪客など原因を作っている人から費用を徴収し、その資金を混雑等解消に使用すべきではないか。宿泊者から徴収した宿泊税を新倉山浅間公園に使うのは宿泊者も納得できない。
・ 宿泊税の導入については賛成。税金を徴収するからには結果を出すことが必要。持続可能な観光地として成り立っていくためには、宿泊税の制度を皆で進めていくことが重要であり、それが持続可能な観光地への起爆剤となると考える。

2　課税要件について

・ 全ての宿泊客から公平に納税してもらえるような仕組みとなることを要望する。
・ 修学旅行生の課税免除について、修学旅行生以外にも課税免除の対象となる者がいる可能性を考慮した上で、富士吉田市の特性にあった選択をしてほしい。
・ ビジネス目的、添乗員、乳幼児の取り扱い等納税義務者について正確に定義すること。
・ 宿泊費用を事前決済する場合、宿泊税にもクレジット手数料がかかると考える。宿泊事業者の負担を考慮する上でも、交付金の制度は必要。
・ 新規事業者を含め、宿泊事業者への制度周知・対応を行うこと。
・ 罰則規定を踏まえた徴収方法の確立と徴収の徹底を行うこと。
・ 制度設計にあたり、領収書への記載方法等細かな定義をする中で、事業者の事務負担が課題とならないよう配慮すること。

3　その他

・ 徴収した宿泊税の使途についてどのように還元されるか、観光客のみならず市民にも周知する取り組みが必要である。
・ 市議会への報告を適宜行うこと。
・ 県の宿泊税導入への動きに対して、市で導入・徴収した宿泊税はきちんと市に還元されるよう働きかけること。

第８　おわりに（まとめ）

本審議会は、富士吉田市の宿泊税導入について、導入の妥当性、使途・目的、課税の対象の範囲、税率（税額）等について多様な視点から検討を行ってきた。これまでの会議における議論の内容から、本検討委員会では以下の点について提言する。

1 宿泊税の使途となる観光振興施策は、「協議にあたっての論点」を前提に、次の点に十分留意しつつ、今後の富士吉田市の未来に向け、持続可能な施策を明確にして取り組む必要がある。

①観光客、関係事業者、市民等それぞれの視点に立ち、宿泊税に関わる人たちにとって有益となる施策を確実に実行していくこと。 ②観光客、関係事業者、市民等に対して、使途の内容に関するわかりやすい説明、情報発信を確実に実行していくこと。 ③事業の議決権を持つ富士吉田市議会と協力し、宿泊税の使途に沿った適切な予算執行を確実に実行していくこと。

2 課税要件は、本審議会で示された案について、各項目の要件、考え方ともに一定の妥当性はあると判断されるが、審議会における各委員の意見や富士吉田市の観光を取り巻く状況、関係事業者の意見等を参考に、内容を更に精査して決定すること。

3 納税者である宿泊者への周知広報に努めるなど、導入の理解を得る努力を続け、富士吉田市の観光を取り巻く状況を把握し、特に富士北麓地域の導入時期を勘案した上で、導入決定とそれに伴う条例の提出を行うこと。

以上の提言を基本に宿泊税を導入して効果的な施策に活用することにより、観光客や交流人口の増加、地域の生産性が向上する等の好循環が生まれ、富士吉田市の魅力にさらに磨きがかかることが期待される。よって、「富士山の歴史・文化や産業など、地域の魅力を活用した観光資源の魅力向上と情報発信、旅行者の受け入れ環境の充実、滞在時間の延長並びに観光消費額の増加を図り、もって地域社会の発展並びに市民生活との調和に寄与する持続可能な観光振興を推進する施策」に要する法定外目的税として、恒常的な自主財源となり得る宿泊税を導入することは妥当であると考える。今後、市民はもとより、富士吉田市の観光に携わるすべての方が連携し、富士吉田市の魅力をさらに磨き上げ、未来志向の観光を展開していただきたい。

令和８年●月

富士吉田市宿泊税検討審議会

参考１　委員名簿

氏　名	団体等
会長 菅野　正洋	日本交通公社　旅の図書館　副館長 観光研究部　上席主任研究員
雨宮　正雄	富士急行株式会社　取締役執行役員　事業部長
眞田　吉郎	ふじよしだ観光振興サービス　常務理事
遠山　喜一郎	ﾌﾟﾗｲﾍﾞｰﾄﾘｿﾞｰﾄﾊﾟｲﾝﾂﾘｰ　会長
戸田　元	富士吉田市議会議員
半田　初幸	山梨県旅行業協会　会長
八木　毅	株式会社 DOSO　代表取締役
和光　康雄	富士山吉田口旅館組合　組合長
渡邊　和彦	都留信用組合　理事長
渡邊　隆信	富士吉田商工会議所　専務理事
渡辺　利彦	富士吉田市議会議員

※50 音順　敬称略

参考２　検討経過

時期	動　　き
令和6年3月	富士吉田商工会議所観光サービス部会の宿泊税に関する提言書を受領
4月	庁内検討部会を設置（宿泊税の研究・導入の検討）
6月	市内宿泊事業者に対するアンケート調査の実施
8月	宿泊税導入に向けた骨子の承認（富士吉田市政策会議）
～令和7年3月	富士北麓地域における宿泊税に関する動向について近隣町村と情報共有
5月	近隣町村の担当者による情報交換会
10月	宿泊事業者・観光関連団体等を構成員とした第1回「富士吉田市宿泊税導入検討審議会」を開催（市より宿泊税導入に関する内容について諮問、宿泊税の使途・目的に関する協議）
11月	第2回富士吉田市宿泊税導入検討審議会（宿泊税の制度に関する協議）
12月	第3回富士吉田市宿泊税導入検討審議会（答申案に関する協議）
12月	パブリックコメントの実施
令和8年1月	第4回富士吉田市宿泊税導入検討審議会（富士吉田市へ答申）

補助資料

業界最安水準の決済料率と豊富な決済手段

クレジット

*1 VISA / JCB / AMERICAN EXPRESS / Diners Club INTERNATIONAL / DISCOVER

3.24%

銀聯

UnionPay 銀聯

3.40%

電子マネー

Edy / WAON / nanaco

3.10%

iD / QUICPay

3.24%

交通系電子マネー

Kitaca / Suica / PASMO / toica / manaca / OCA / SUGOCA / nimoca / はやかけん

2.60%

*4,5 PiTaPa

2.60%

スマホコード決済

LINE Pay / PayPay / au PAY / Pay / d払い / Jcoin / Bank Pay / ゆうちょPay / QUOPay クオ・カード ペイ

Smart Code: atone / ANA Pay / EPOS PAY / giftee premo plus / K+ / JAL Pay / BNPJ Buy Now Pay Japan / FamiPay / pring / Pay どん / JCB Pay / LuVit Pay

3.24%

R Pay

3.34%

微信支付 / 支付宝 ALIPAY

2.40%

*1 非接触 IC 決済はご利用いただけない場合もございます。
*2 スマホコード決済は寺岡精工 POS レジ製品との連動が必要です。
*3 LINE Pay の新規受付は終了しております。
*4 PiTaPa のお申込には、交通系 IC のお申込もあわせて必須となります。
*5 PiTaPa は POS 種別によって、ご利用いただけない場合もございます。
*6 QUO カード Pay を希望される場合は別途ご相談ください。
*7 ご利用できる決済ブランドは POS レジや券売機の機種で異なる場合もございます。
*8 取扱ブランドは変更になる場合がございます。

© 2024 TERAOKA SEIKO Co., Ltd.